

# 説 明 資 料

〔税務手続のデジタル化〕

令和 6 年 11 月 13 日（水）

財 務 省

## 1. 経済社会のデジタル化と行政

～ OECDにおける議論の方向性について～…………… P. 2

## 2. 経済社会のデジタル化への対応

～取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）について～…………… P. 8

～資料情報の活用について～ …………… P. 14

～国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について～ …………… P. 18

# OECDにおける税務行政のトレンドの変化

- デジタル技術の進展等を背景として、過去20年でOECDにおける税務行政のトレンドは大きく変化

焦点をあてる対象

申告情報



事業者の日常業務、第三者

手段・行うこと

税務調査



日常業務に税務が組み込まれるような環境整備  
第三者の情報も活用した新たな納税者サービスの提供

※税務調査は税務コンプライアンスを支援するとともに、よりリスクベースに変化

コンプライアンス・リスク  
マネジメント  
(2004)

- ・最初の包括的なガイド
- ・税務調査より税務コンプライアンスが重要

行動を理解し  
行動に影響を与える  
(2010)

- ・税務コンプライアンスの推進には納税者行動の理解が必要

最初から正しく  
(2012)

- ・「納税者に着目」から、「納税者の行動に影響を与える環境にも着目」へ

納税者の関与  
(2013)

- ・利害関係者にも着目して納税プロセスを設計することが効果的

制度設計による  
税務コンプライアンス  
(2014)

- ・事業者が日常業務を行う中で、事務負担なく納税が完結する形を目指す

納税環境の変化と  
税務調査の役割  
(2017)

- ・新技術の出現で納税環境が変化。税務調査はより広範な役割を担う

シェアリング・ギグ・エコミー  
(2019)

- ・売主の納税を大きな事務負担なく実現するため、プラットフォーム事業者からの情報収集等が有用

税務行政3.0  
(2020)

- ・税務行政のDXのためのビジョンを提示(次頁参照)

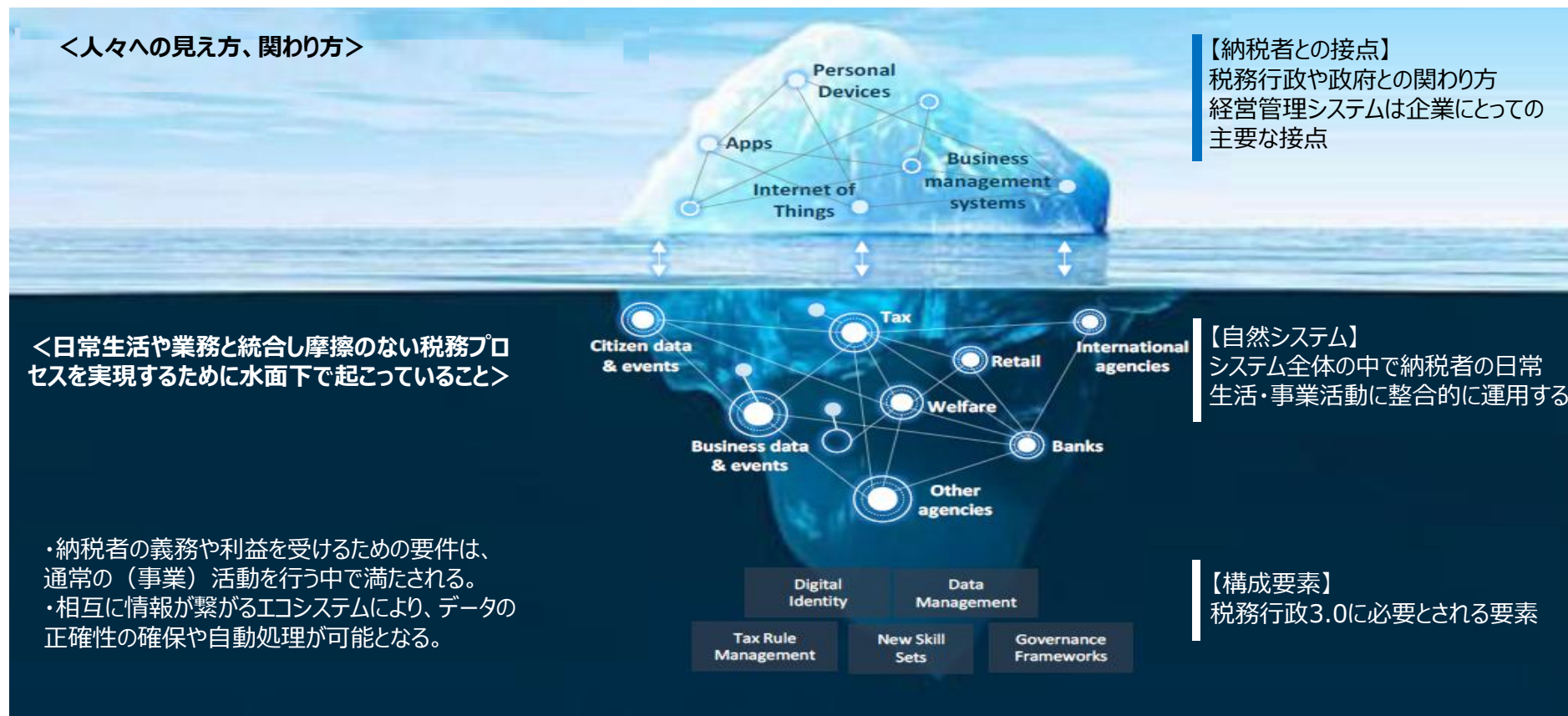
(出所) OECD

Compliance Risk Management: Managing and Improving Tax Compliance(2004), Understanding and Influencing Taxpayers' Compliance Behaviour(2010), Right from the Start: Influencing the Compliance Environment for Small and Medium Enterprises(2012), Together for Better Outcomes: Engaging and Involving SME Taxpayers and Stakeholders(2013), Tax Compliance by Design: Achieving SME Tax Compliance by Adopting a System Perspective(2014), The Changing Tax Compliance Environment and the Role of Audit(2017), The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers(2019), Tax Administration 3.0: The Digital Transformation of Tax Administration(2020) を基に財務省にて作成 (仮訳)

# OECD「税務行政3.0」の概要（税務行政のDXのビジョン）

- OECD「税務行政3.0」（2020）は税務行政のDXのビジョンを提示。次のような姿が描かれている。
  - ・ 納税（Tax）は、自然システム（Natural Systems）と呼ばれる納税者の日常生活や事業活動と繋がり、事務負担が軽減されるようになる。
  - ・ 納税プロセスは、税務当局やデジタルプラットフォームを含む民間主体が協力する枠組みに組み込まれることで、リアルタイムで課税関係を確定でき、透明性や信頼性の高いものとなる。

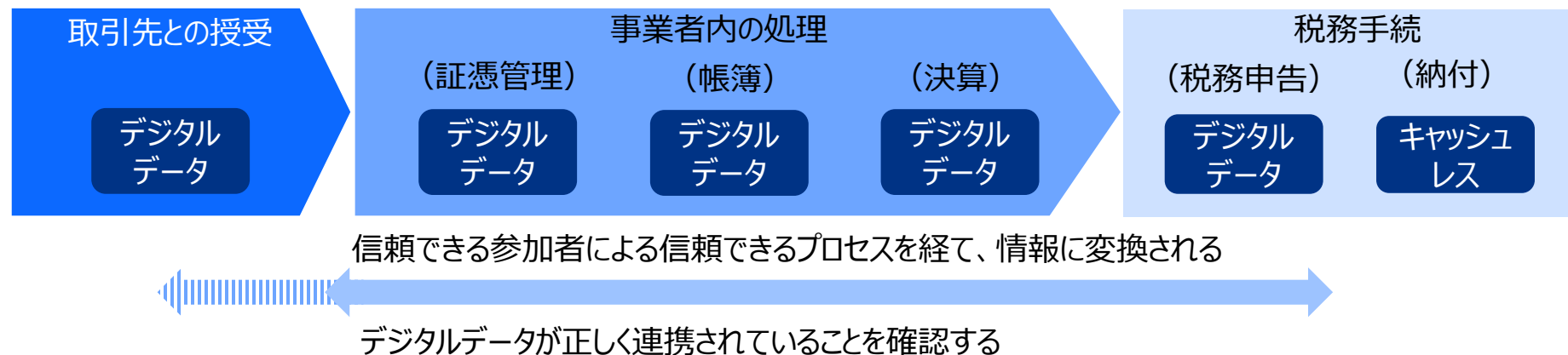
## 税務行政3.0のビジョン



# OECD「制度設計による税務コンプライアンス」におけるセキュアード・チェーン・アプローチ

- OECD「制度設計による税務コンプライアンス」（2014）では、セキュアード・チェーン・アプローチの視点が示されている。
  - ・ 「セキュアード・チェーン・アプローチ」を支える中心的な考え方は、ビジネス・トランザクションの取得から正しい納税額の最終決定までの情報の流れをセキュアなものにすること。
  - ・ 歳入機関の役割は、主として、事業者自身の取引に係る情報の流れが十分にセキュアであることを確認するために、その環境に必要な機能の促進役として機能すること。
  - ・ 事業者は、より少ないコストと不便さで報告義務を果たすことができ、コンプライアンス負担の軽減という恩恵を受けることができる。

## 【セキュアード・チェーン・アプローチのイメージ】



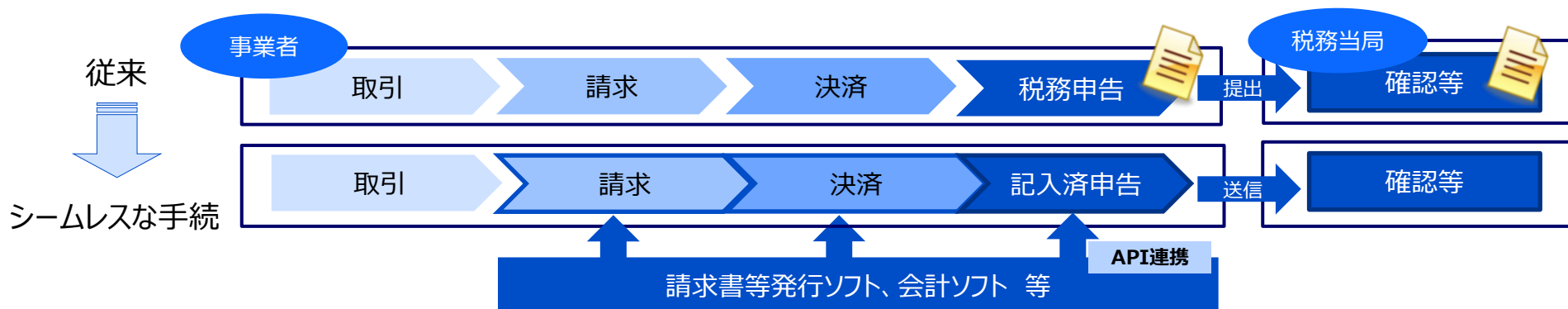
(出所) OECD「制度設計による税務コンプライアンス(Tax Compliance by Design: Achieving SME Tax Compliance by Adopting a System Perspective)」(2014)を基に財務省にて作成 (仮訳)

# OECD「シームレスな税務に向けて」の概要

- OECDの報告書「シームレスな税務に向けて」(2022)においては、以下のような将来像や方向性が示されている。

## 1 API連携を前提としたサービス

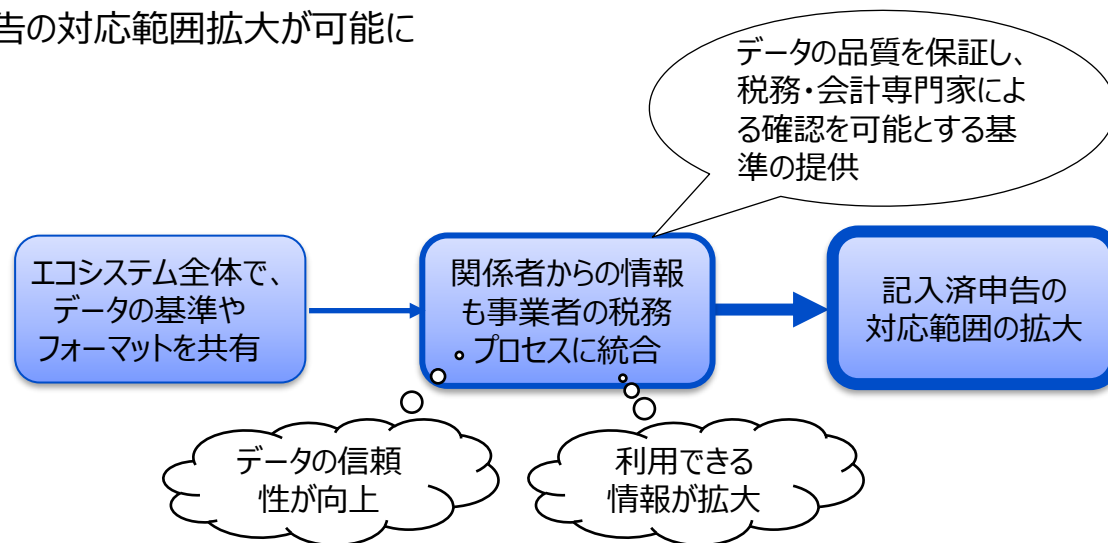
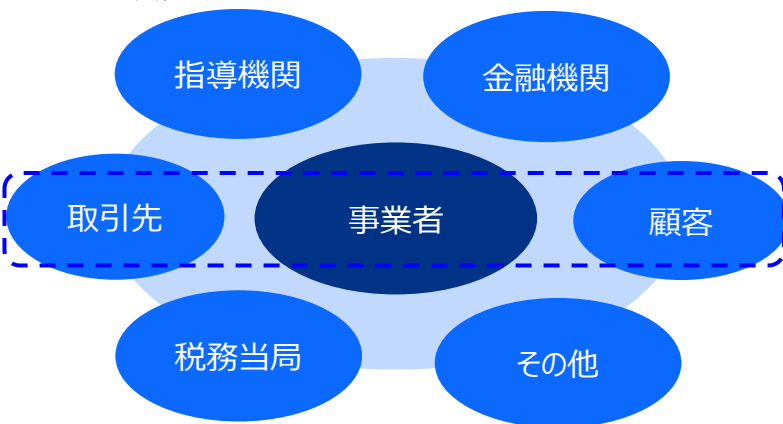
- 請求書等発行ソフト、会計ソフト等の利用やAPI連携により各工程が電子的に処理



## 2 事業者を取り巻く環境（エコシステム）とその関係者との協力・連携

- エコシステム内の関係者との協力により記入済申告の対応範囲拡大が可能に

<エコシステム>



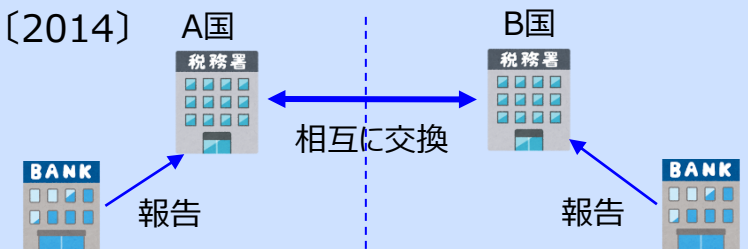
# 第三者の有する情報の交換・連携

- 税務においては、従前から租税条約に基づき外国当局の間で情報を交換する制度が存在（EOI）
- 近年のグローバル化・デジタル化に伴い、各国税務当局が金融機関等から情報の報告を受け、集約した情報を相手国と相互に交換する仕組みが整備されてきている（CRS等）
- 第三者の有する情報の交換・連携が進むことにより、税務プロセスで利用可能なデータの範囲が拡大

## 個別の要請に基づく情報交換（EOIR）

### 共通報告基準（CRS）〔2014〕

非居住者に係る金融口座情報について、税務当局間で自動的に情報交換する基準を策定



### シェアリング・ギグ・エコミー

プラットフォーム事業者による税務当局への報告のためのモデルルール（MRDP）を策定〔2020〕

### 暗号資産取引

非居住者の暗号資産に係る情報交換制度の枠組（CARF）を策定〔2022〕

## 税務プロセスにおける利用可能データの範囲が拡大

税務当局にとっては

コンプライアンス・  
リスクの評価が可能

新たな納税者サービ  
スの提供が可能

事業者にとっては

記入済申告等により  
事務負担が軽減

申告の適正性向上

※ CRS : Common Reporting Standard, EOIR : Exchange of Information on Request,  
MRDP : Model Reporting Rules for Digital Platforms, CARF : Crypto-Asset Reporting Framework

## 1. 経済社会のデジタル化と行政

～ OECDにおける議論の方向性について～…………… P. 2

## 2. 経済社会のデジタル化への対応

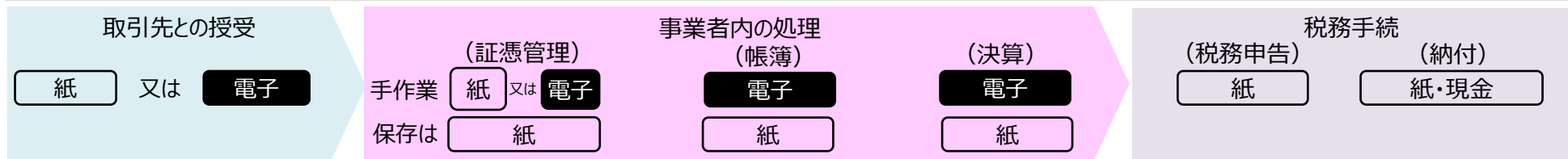
～取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）について～…………… P. 8

～資料情報の活用について～ …………… P. 14

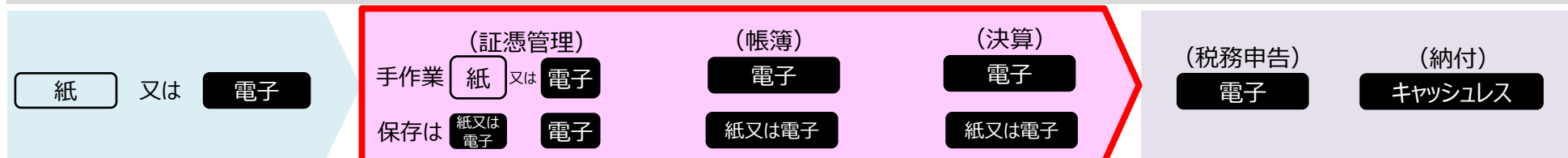
～国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について～ …………… P. 18



## 1 電子帳簿等保存制度の創設以前（電子データを入力してシステムで処理しても、帳簿等の保存は紙で行う必要）

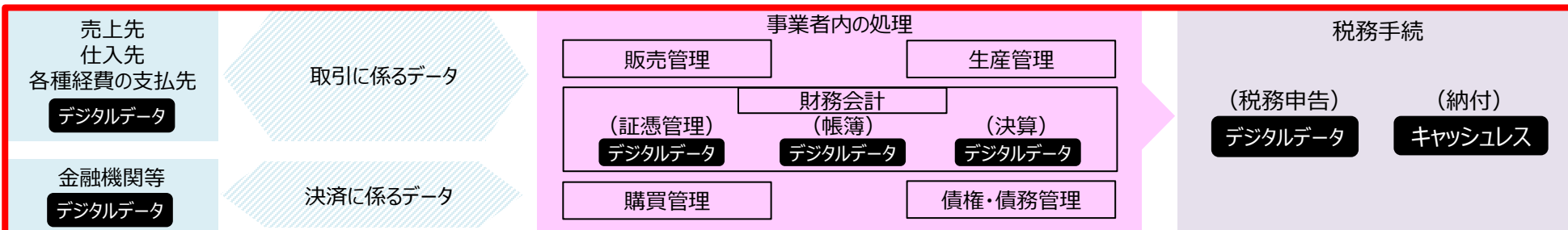


## 2 電子帳簿等保存制度の創設以後（事業者内の処理に関し、帳簿等に係る電子保存のルールを規定）



## 3 今後の考えられる方向性（「納税環境整備に関する研究会における主な意見等の整理」（令和5年11月）抜粋）

- 長期的な方向性としては、事業者が取引先等と相互に行うやり取りが可能な限りデジタルデータにより行われ、人の手を介さないで自動処理される環境を目指すべきと考えられる。
- 他方、短期的には、請求書や領収書の交付・受領の多くが書面で行われていることや、現状では自動処理に適さないデータのやり取りが行われていることを踏まえれば、AI-OCRやAPI連携等の技術を活用した製品やサービスの普及状況を踏まえつつ、上記の長期的な方向性を見据えた検討を進めることが重要であると考えられる。



（注1）例えば一定のCSVやXML等でその仕様が共通化されている場合等、異なるシステム間での授受及びコンピュータによる処理が容易となる形式の電子データを、ここでは「デジタルデータ」と表記している。

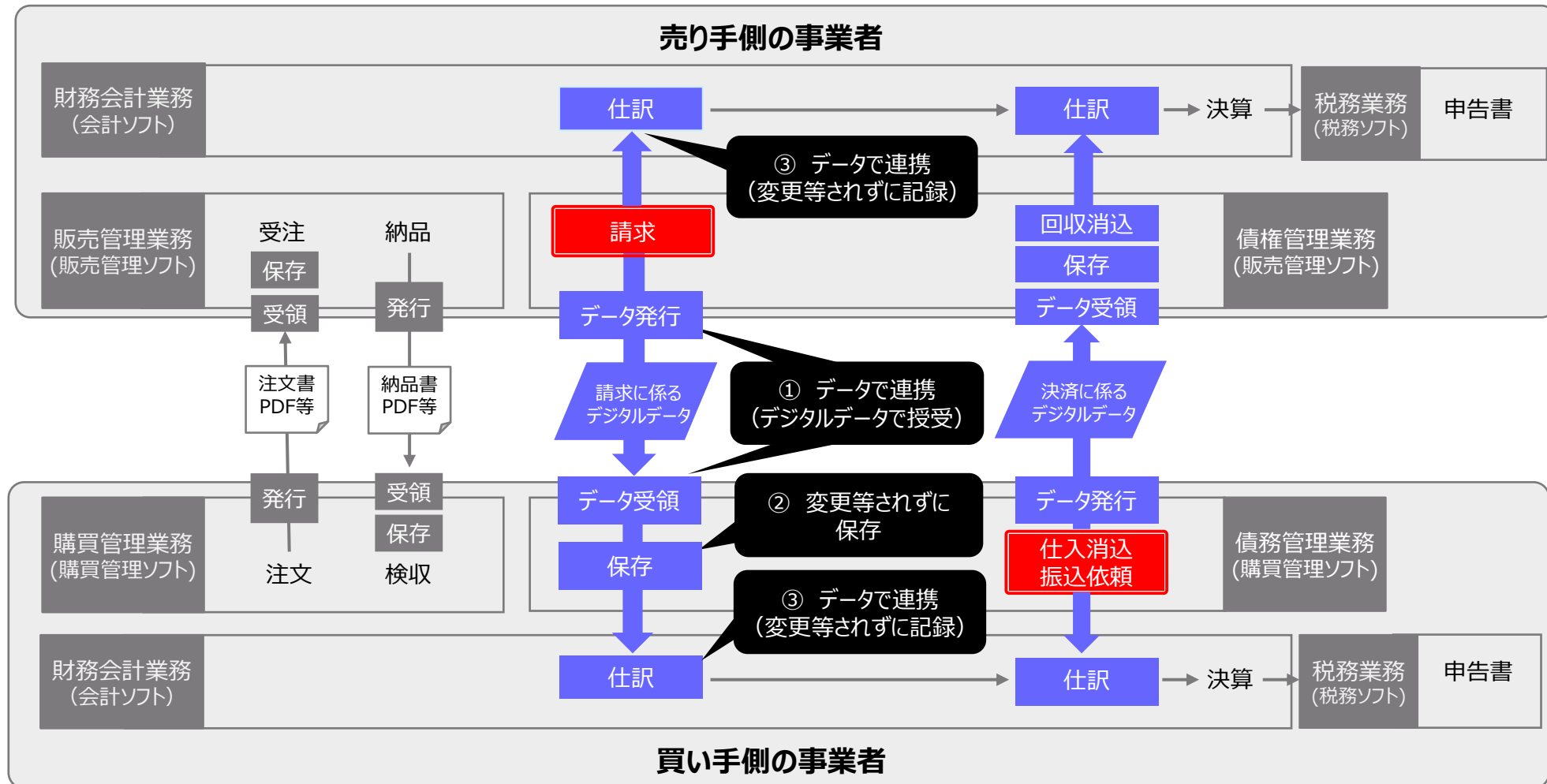
（注2）上図はイメージとして記載しており、現実には必ずしも全ての取引先との授受がデジタルデータ化されることが考えられる。

# デジタルシームレスのイメージ

○ 事業者の事務の流れは個々の事業者や業種等により区々であるが、例えば、

①請求や決済のやり取りがデジタルデータで行われ、②当該データが変更等されず保存されるとともに、③仕訳もデータ連携により記録されるような場合、人手による入力作業が介さないため、事業者の事務負担の軽減等や税務コンプライアンスの向上が期待できる。

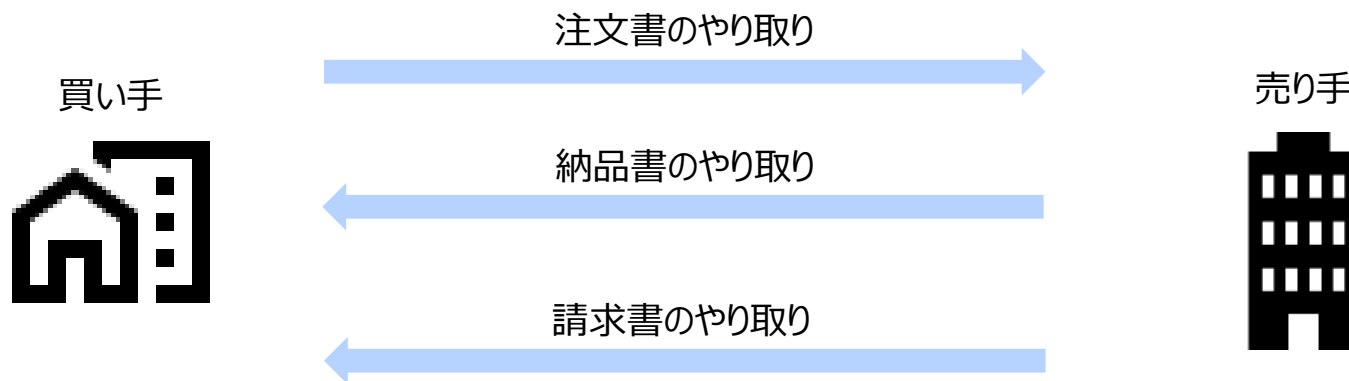
請求データ及び決済データの授受から保存、帳簿への記録までシームレスに処理されるイメージ



(注) 上図は、請求に基づいて仕訳を計上する事業者の例を示しているが、納品に基づく事業者もいるなど、事業者の実務は区々である。

# 事業者のデジタル化に向けた課題

- 現状、取引先との間で授受される請求書等は、書面であるか又はデータであってもデータ連携に適さない形式や規格（例：PDF）であることが多い。
- 取引先との間でデータ連携に適したデジタルデータでのやり取りが進みにくい背景として、相手があるため自社の希望のみでは業務を変えがたいといった事情をはじめ、例えば、次のような課題が挙げられる。



## 送信者側の課題

- ・取引先が当社のデジタルデータを受け入れてくれない。
- （業界ごとの独自システムが構築されている場合や、市販のソフト間の相互運用性が確保されていない場合がある。（受信者側も同様））

## 共通の課題

- ・書面が併存する場合、効率化メリットが小さい。
- ・社内の業務フローの見直しが必要
- ・社内のデジタル人材の不足

## 受信者側の課題

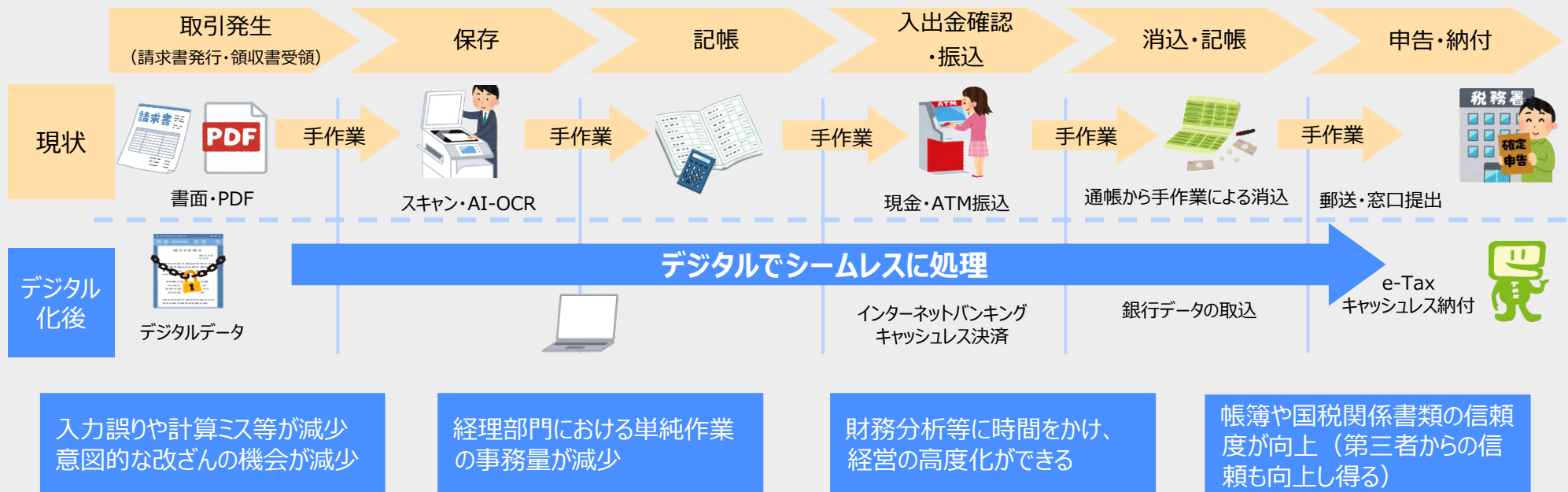
- ・取引先が当社が欲しいデジタルデータで発行してくれない。

デジタルシームレスの方向性を明確化し、広く共有することで、各事業者が自ら積極的にデジタル化に取り組みやすい環境を整備することが重要

# デジタルシームレスによる効果

- 事業者における取引や税務関連情報のデジタル化により事業者、税務行政等に与える効果については以下のとおり。
- また、事業者や税務当局のみでなく税理士、支援機関、金融機関などが連携してデジタル化を進めていくことで、社会全体として効率化が進んでいくのではないかと。

## 事業者に対して見込まれる効果



## 税務行政に対して見込まれる効果

意図しない誤りを減らすだけでなく、意図的な原始資料の改ざんによる売上除外や架空経費などの不正リスクの低下

より悪質な納税者への税務調査に行政リソースを投入することができる。

## その他

支援機関や税理士においても、単純チェックの作業が減少し、付加価値の高いサービスに集中でき得る。

# デジタル社会にふさわしい仕組みとしてのデジタルシームレスの構築に向けて

- 現状、データ連携が可能なソフトは限定的。また、相手方の都合もあり、取引に係るやり取りは書面やPDF等が主流。
- 他方、将来の目指すべき姿は、統一規格のデータや個々のソフト間のAPI連携等が普及し、多くの事業者がデータ連携を行うようになることである。
- そのような将来像に向けて、税制において現状の制約を前提としつつも望ましいデジタル化の姿を明確にすることで、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して取り組んでいくことが考えられる。その上で、ソフトの発展や事業者への普及状況等をみつつ、必要な検討を継続していくことが考えられる。

## 現状と短期的な検討

### 【ソフト等の状況】

データ連携が可能なソフトは存在するが限定的  
※特に異なるベンダーのソフト間

### 【事業者の状況】

書面・PDF等でのやり取りが主流  
データ連携が可能なデジタルデータでのやり取りは少数

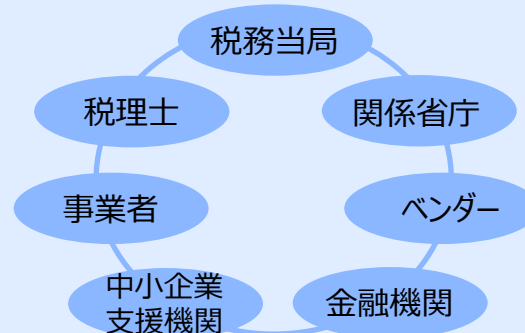


### 【税制を検討する場合の視点】

限定的な相手とではあっても、データ連携することに重点を置いて検討

## 中期的な取組・検討

税制上望ましいデジタル化の姿を明確化した上で、税務当局をはじめ関係機関・団体が連携して、デジタルシームレス普及に向けた取組



例えば次のような効果等を確認していく

- ・事業者の事務効率化等
- ・税理士・支援機関による相談対応や支援の高度化
- ・税務コンプライアンスの向上効果
- ・望ましいデータの規格や連携方法

### 【中期的な検討】

新たな技術やソフトの発展、事業者への普及状況等をみつつ、幅広い相手とのデータ連携に向けて必要な検討

## 将来像

### 【ソフト等の状況】

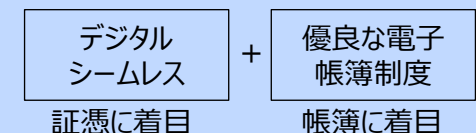
データ連携が可能なソフトが一般的となる

### 【事業者の状況】

データ連携が可能なデジタルデータでのやり取りが主流となる



### 【デジタルシームレスと優良な電子帳簿制度】



いずれも会計ソフト等が重要である点は共通であり、双方を満たすことが理想的

## 1. 経済社会のデジタル化と行政

～ OECDにおける議論の方向性について～…………… P. 2

## 2. 経済社会のデジタル化への対応

～取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）について～…………… P. 8

**～資料情報の活用について～…………… P. 14**

～国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について～…………… P. 18

# 経済社会のデジタル化を踏まえた確定申告に係るデータ連携のあり方

- マイナポータルを活用して確定申告書にデータを自動入力する仕組みについては、対象データの範囲を順次拡大し、給与所得の源泉徴収票データを対象とするところまで整備。
- 引き続き、経済社会の変化を踏まえつつ、税務手続における利便性や申告水準の向上に図るため、確定申告書へのデータ連携がしやすい環境を整備することが重要。

## 給与情報等の自動入力の実現（申告手続の簡便化）

税務行政のデジタル・トランスフォーメーション  
～税務行政の将来像2023～（国税庁）（抜粋）

### 1 将来イメージ

- ① マイナポータルからログインして「確定申告」を選択
- ② 「自動で計算」を選択

所得税を自動で計算しますか？

**はい（自動で計算）**

自分で入力

③ 内容を確認の上、申告

還付金は 3,000円です。

（あなたの所得）  
給与 2,400,000円  
年金 600,000円  
（所得控除）  
生命保険料 120,000円  
▼ もっと見る

（振込先）  
☒ 登録済口座 ☐ その他

**上記内容を確認の上、申告**

個々の項目や還付金振込口座の入力は不要  
（振替納税を利用すれば納付も自動に）

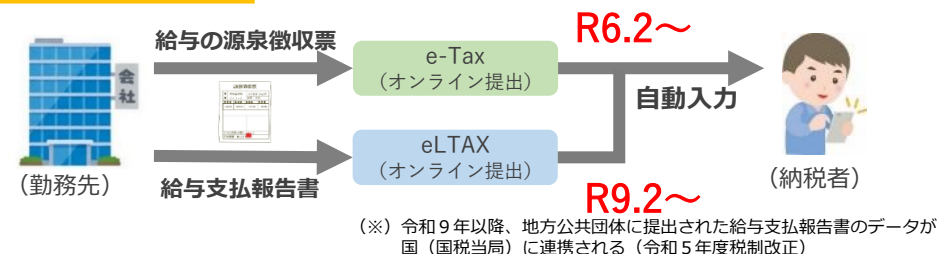
### 2 現状



#### 自動入力の対象

|         |             |            |      |
|---------|-------------|------------|------|
| （対応済み）  | ふるさと納税      | 生命保険       | 地震保険 |
|         | 株式の特定口座     | 住宅ローン控除関係  |      |
| （R5.1～） | 医療費         | 国民年金保険料    |      |
|         | 公的年金等の源泉徴収票 |            |      |
| （R6.1～） | iDeCo       | 小規模企業共済等掛金 |      |
| （R6.2～） | 給与所得の源泉徴収票  |            |      |

### 3 給与情報の自動入力の実現





# 非居住者に係る暗号資産等取引情報の 自動的交換のための報告制度の整備等（令和6年度改正）

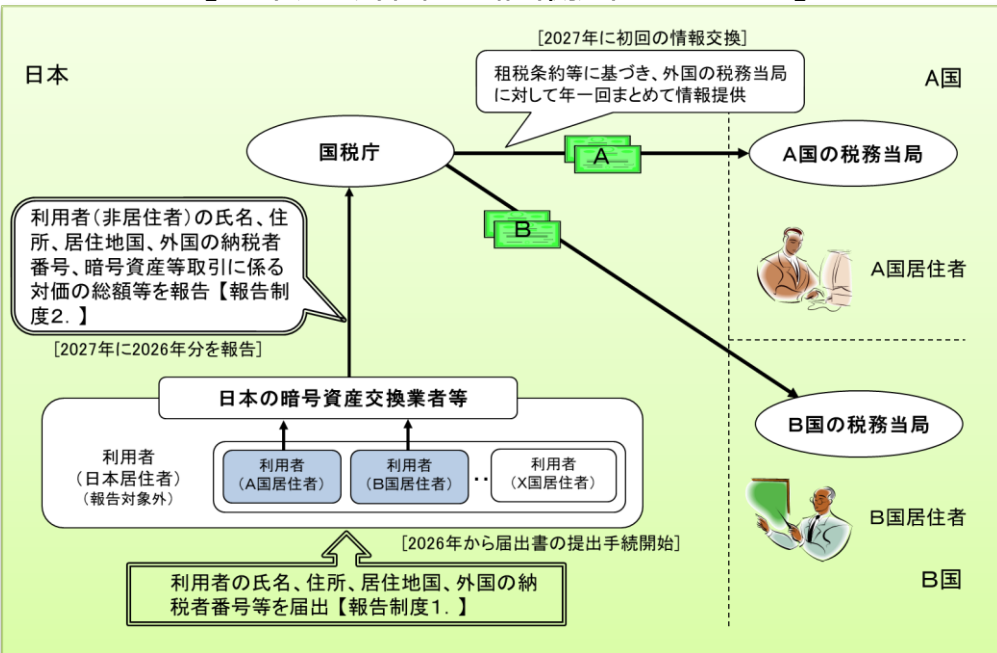
## 「OECD、G20での議論」

- 暗号資産等を利用した脱税等のリスクが顕在化したことを受け、2022年、OECDは、各国の税務当局が自国の暗号資産交換業者等から報告される非居住者の暗号資産等取引情報を租税条約等に基づいて税務当局間で自動的に交換するための国際基準（Crypto-Asset Reporting Framework;「CARF」）を策定し、承認・公表。
- 2023年、G20首脳宣言が、「税の透明性と情報交換に関するグローバル・フォーラム（「GF」;171か国が参加するOECDの関連組織）」に対し、2027年の情報交換開始を原則とするCARF実施スケジュールの検討を要請。

## 「上記議論を受けた日本の対応」

- 暗号資産交換業者等による、非居住者の暗号資産等取引情報の報告制度を整備する。
- 暗号資産交換業者等の準備期間を考慮し、2024年立法→2026年施行→2027年情報交換開始（2026年分の取引情報）のスケジュールとする。

## 【日本から外国への情報提供のイメージ】



## 【報告制度】

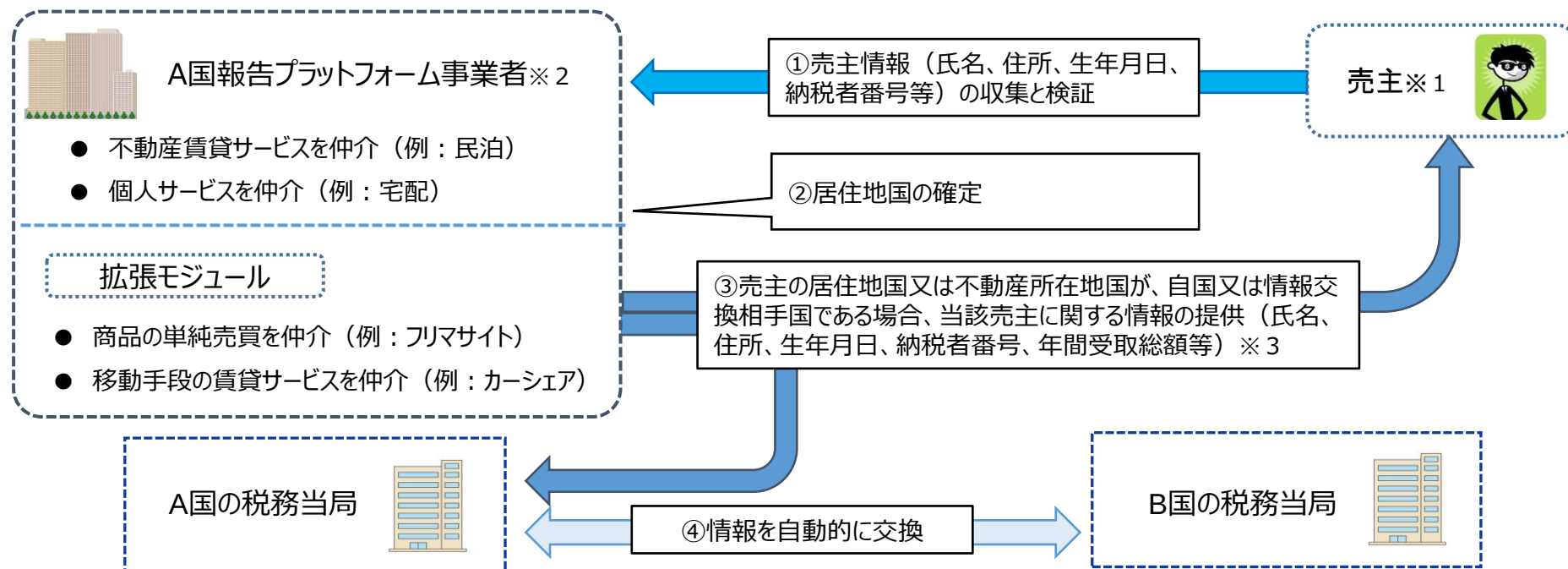
1. 暗号資産等取引実施者は、その者の居住地国等の情報を記載した届出書を暗号資産交換業者等に提出
2. 暗号資産交換業者等は、一定の条約相手国を居住地国とする暗号資産等取引実施者の取引情報等を国税庁に報告
3. 報告制度の実効性を確保するため、以下の事項を整備
  - (1) 暗号資産等取引実施者の居住地国の特定に関する記録の作成・保存義務
  - (2) 暗号資産交換業者等の報告に関する調査のための質問検査権
  - (3) 報告事項の提供回避を主たる目的とする行為等に対する特例
  - (4) 罰則（届出書の不提出、暗号資産交換業者等の不報告、調査に係る検査忌避等）
4. 令和8年（2026年）1月1日から適用

（注）暗号資産交換業者等から報告を受けた情報は、租税条約等の情報交換に係る規定及び租税条約等実施特例法の規定に基づき、条約相手国に提供。



# シェアリングエコノミー及びギグエコノミーにおける 売主に関するプラットフォーム事業者による報告のためのモデルルール

- OECDにおいて、シェアリングエコノミー及びギグエコノミーにおけるプラットフォームを利用する売主が実現した取引及び所得に係る情報を統一的な基準により収集し、報告された情報についての関係国・地域による自動的情報交換を促進するため、2020年7月、不動産賃貸及び個人サービスを対象とし、各国が任意で採用できる世界標準として、モデルルールを公表。  
2021年6月には、モデルルールに基づく自動的情報交換の実現に向け、国際的な情報交換のルールとともに、商品の販売、移動手段の賃貸についても対象を拡大することができる「拡張モジュール」が公表された。
- 報告プラットフォーム事業者は、①売主情報の収集と検証、②売主の居住地国の確定、③税務当局及び報告対象売主に対する当該売主に関する情報の提供を求められる。



- ※1 除外売主（上場事業体など4類型）については、プラットフォーム事業者による情報の収集等が不要。
- ※2 報告プラットフォーム事業者についても、小規模事業者等について一定の除外事由が定められている。
- ※3 一つのプラットフォーム上に複数の報告プラットフォーム事業者が存在する場合、報告方法について例外あり。  
税務当局等に対する情報の報告期限は、報告対象年度の翌年の1月末まで。

## 1. 経済社会のデジタル化と行政

～ OECDにおける議論の方向性について～…………… P. 2

## 2. 経済社会のデジタル化への対応

～取引から会計・税務までのデジタル化（デジタルシームレス）について～…………… P. 8

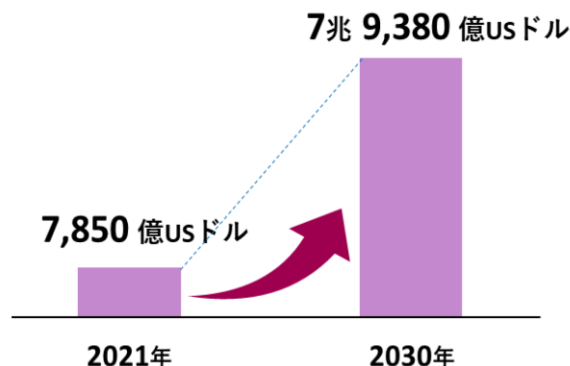
～資料情報の活用について～ …………… P. 14

～国境を越えたEC取引に係る適正な課税に向けた課題について～ …………… P. 18

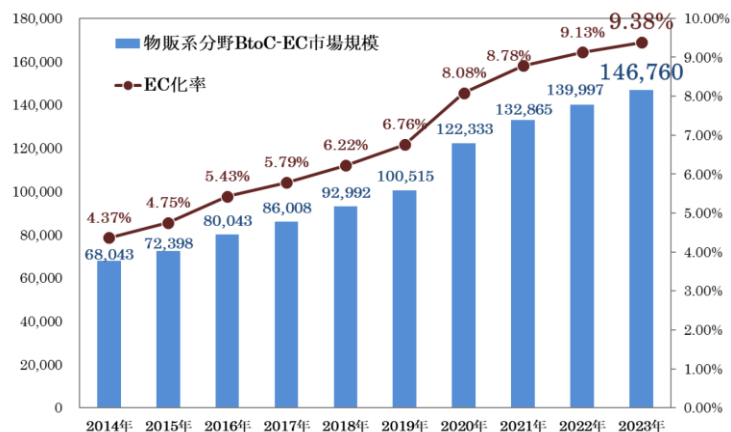
# 国境を越えたEC取引の拡大について

- コロナ禍を背景に**近年、EC<sup>(※)</sup>需要が大きく伸び、その後も堅調に市場規模が拡大**。更に、グローバル化やプラットフォーム経済の発展により、国外事業者が容易に他国市場へアクセスできるようになり、国境を越えたEC取引に係る世界の市場規模は、2030年には約8兆ドル（2021年の10倍）にも達すると指摘されている。（※）Electronic Commerce：電子商取引
- **我が国においても、BtoC-EC市場の拡大が続いており、国境を越えたEC取引を利用した国外事業者からの個人輸入による購入も急増**。通常の輸入件数が横ばいの中、**消費税等が免除される少額貨物は、この5年間で5倍近く**となっており、**現在1億件を超えている**状況。

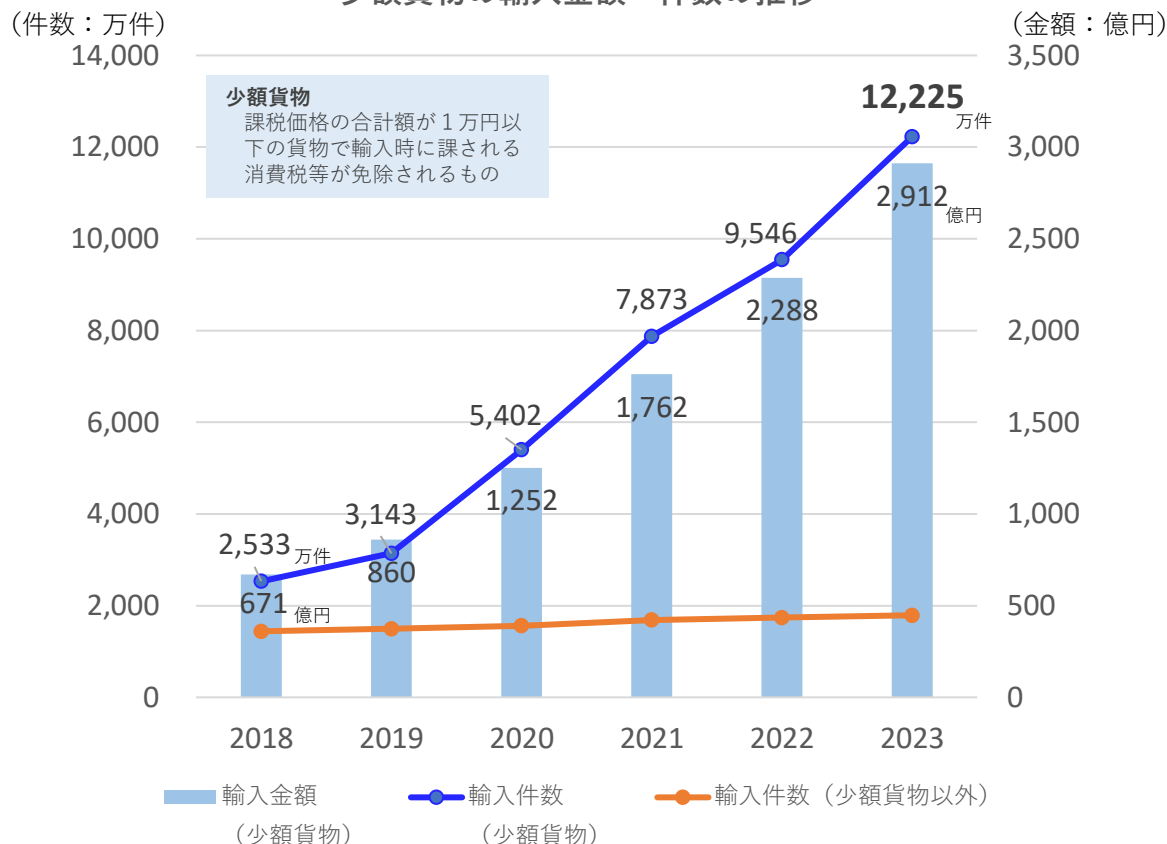
世界の越境EC市場規模の拡大予測



物販系分野のBtoC-EC市場規模及びEC化率の経年推移  
(市場規模の単位：億円)



少額貨物の輸入金額・件数の推移



(出所) 財務省関税局

# 国境を越えたEC取引の課税関係と適正な課税に向けた課題

○ 国境を越えたEC取引には一般的に次の2つの形態が存在。

① 国外事業者が、プラットフォーム事業者（PF）が管理する国内倉庫に一旦納めた商品をECサイトを通じて販売する場合（フルフィルメントサービス）。この場合、国外事業者が国内販売に係る消費税の納税義務を負う。

② 国外事業者から海外直送する場合。この場合、国内消費者がその引き取り時に輸入消費税の納税義務を負う（少額は免税）。

○ ①については、多くの無申告が生じている可能性があり、②については、少額な貨物が免税対象とされており、これらの取引について国内事業者との間に競争上の不均衡が生じているおそれがある。

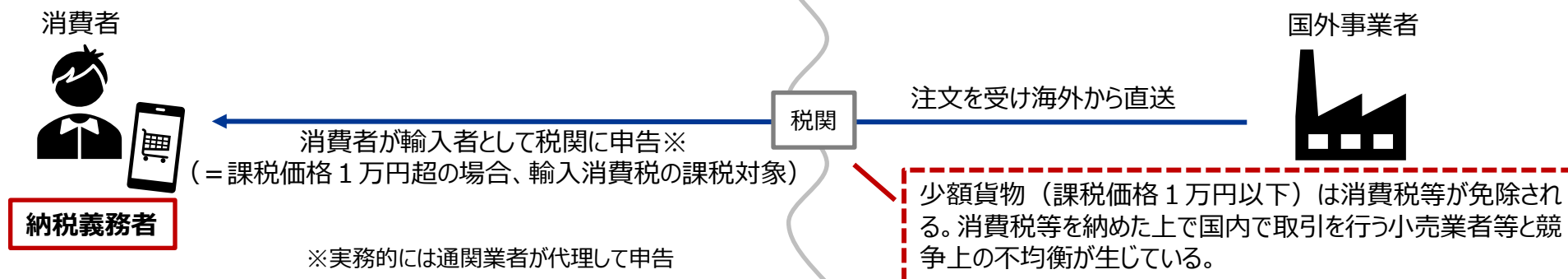
## 【課題1】国外事業者による無申告が生じているおそれ



国外事業者による多くの無申告が生じているおそれ。

※ 国外事業者によるフルフィルメントサービスの国内市場規模をEC事業者の決算情報等を基に一定の仮定をおいて試算すると5000億円～1兆円程度と見込まれる。

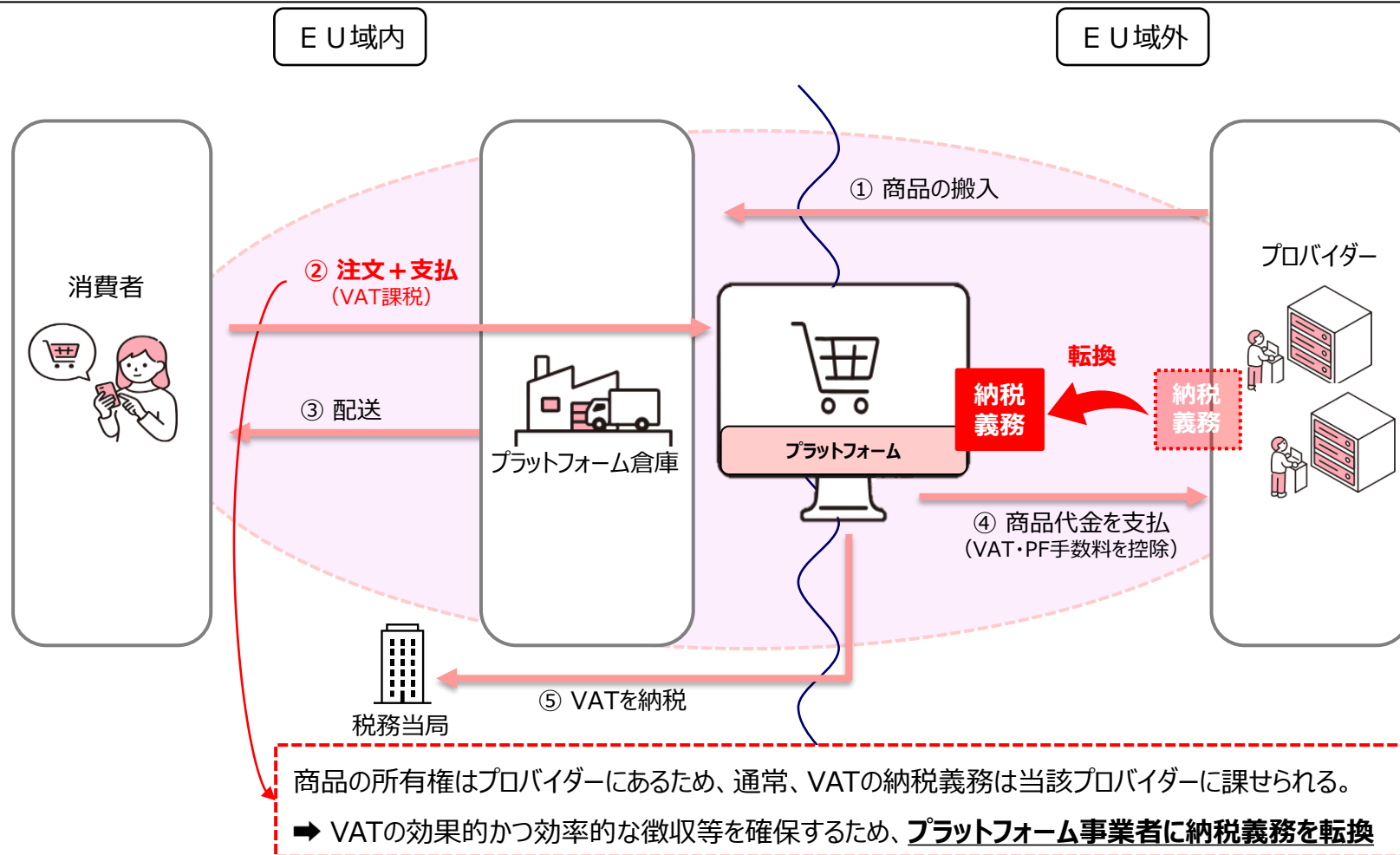
## 【課題2】少額貨物に係る国内事業者との競争上の不均衡



少額貨物（課税価格1万円以下）は消費税等が免除される。消費税等を納めた上で国内で取引を行う小売業者等と競争上の不均衡が生じている。

## E Uにおけるプラットフォームを介した物販の付加価値税の課税方法（未定稿）

- **EUは、2021年7月より**、付加価値税（VAT）の効果的かつ効率的な徴収を確保するとともに、税務当局、プロバイダー及び消費者の負担を軽減する観点から、**EU域外の事業者がプラットフォーム等を介して域内の倉庫から域内消費者に行う物品の販売**について、**プラットフォーム事業者が販売したものとみなして課税する制度を導入**している。



（注）プラットフォーム事業者が域内・域外どちらに所在する場合でも同様の仕組みとなる。

（参考）上記と同様の仕組みがアメリカの多くの州における小売売上税において導入されている。また、スイスにおいても2025年1月から開始予定。

# 少額輸入貨物に対する免税制度に係るOECDにおける議論

- OECDの報告書では、少額輸入貨物に対する免税制度は、税収減を生じさせるとともに、国内小売業者に対して不当な競争圧力を加え、将来的には国内の雇用等への悪影響があるため、こうした免税基準が現在においても適切かどうか検討すべきと指摘。
- その上で、少額貨物に対するVAT/GSTの納税義務をデジタルプラットフォーム事業者に課す仕組みの有効性を指摘。

## OECD BEPSプロジェクト最終報告書（2015年）※BEPS: Base Erosion and Profit Shifting（税源浸食と利益移転）

- 少額輸入品に対するVATの免税が導入された当時は、インターネットショッピングは存在せず、免税の恩恵を受ける輸入品の量は比較的小さかった。近年、VATを有する多くの国では、VATが徴収されない少額商品の輸入量が大幅かつ急速に増加しており、その結果、VAT税収が減少し、国内消費者への販売にVATを課することが義務付けられている国内小売業者に対する不当な競争圧力が高まっている。
- また、上記の目前の問題だけでなく、将来的には、国内事業者が少額商品を免税で販売するために、第三国に移転するインセンティブとなり、国内の雇用や直接税の税収に悪影響を与える。
- 少額輸入貨物に対する免税基準は、デジタル経済の出現・発展より前に設定されたものであるため、この基準が現在においても適切かどうか検討を行う必要がある。

## OECD報告書「オンライン販売に係るVAT/GST徴収におけるデジタルプラットフォームの役割」（2019年）

- デジタルプラットフォームに納税義務を課す仕組みは、オンライン販売による大規模な売上を有し、コンプライアンス能力のある、限られた数のプラットフォームを利用することで、税務当局のコストとリスクを軽減する可能性があるため、VAT/GST の徴収の有効性を向上させる可能性があることが認識されている。無数のサプライヤーから徴収するよりも、行政コストとリスクは大幅に低く、コンプライアンスレベルは高くなる。
- 少額商品の輸入に対するこの仕組みの運用により、政府には少額輸入品に対する VAT/GST 免除基準を撤廃または引き下げる機会が生まれる。また、少額輸入品に対するVAT/GST の徴収を国境から移すことで、税関当局がこれらの輸入品に対する VAT/GST 徴収に関わる必要性が制限または排除されるため、税関当局は健康と安全の確保、および、不正薬物、知的財産侵害品、違法取引に関連するその他のリスク（輸入品の誤申告や低価申告を含む）に関する重要なタスクに集中できるようになる。



# 少額輸入貨物の免税制度について（未定稿）

- **諸外国においては、OECDにおける議論や近年における国境を越えたEC取引の拡大を踏まえ、国内事業者との競争上の均衡を図る観点から、少額輸入貨物の免税制度を見直す動きが広がっている。**

≪ 諸外国の少額免税基準 ≫ ※各国財務当局の公表資料等による

| 国名         | 付加価値税等の免税基準額 | 関税の免税基準額  |
|------------|--------------|-----------|
| EU         | なし（2021年に廃止） | 150ユーロ    |
| イギリス       | なし（2021年に廃止） | 135ポンド    |
| ノルウェー      | なし（2020年に廃止） | 3000NOK※4 |
| 米国         | —            | 800ドル     |
| 豪州※1       | なし（2018年に廃止） | 1000豪ドル   |
| ニュージーランド※1 | なし（2019年に廃止） | 1000NZドル  |
| シンガポール※1   | なし（2023年に廃止） | なし        |
| 韓国         | 150米ドル       | 150米ドル    |
| 日本         | 1万円※2,3      | 1万円※2,3   |

※1 これらの国では、一定の閾値を超えた事業者に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてのみ少額免税制度を廃止している。

**登録義務の閾値** 豪州：7万5千豪ドル（約760万円）、ニュージーランド：6万NZドル（約550万円）、シンガポール：100万Sドル（約1億1千万円）

※2 酒税、たばこ税等の内国消費税は免除されない。また、一部の品目（米、砂糖、革製品等）は適用除外。

※3 個人使用貨物の課税価格決定の特例（卸取引価格への換算）：関税定率法上、個人的な使用に供される輸入貨物については、消費者が購入した金額が課税価格となるのではなく、その商品の卸取引の段階で取引された場合の価格とされており、**海外小売価格（ECサイトの表示価格）に0.6を乗じた金額が課税価格に該当することとなる。**そのため、実体上、**16,666円（16,666×0.6＝10,000）が免税上限額**となる。

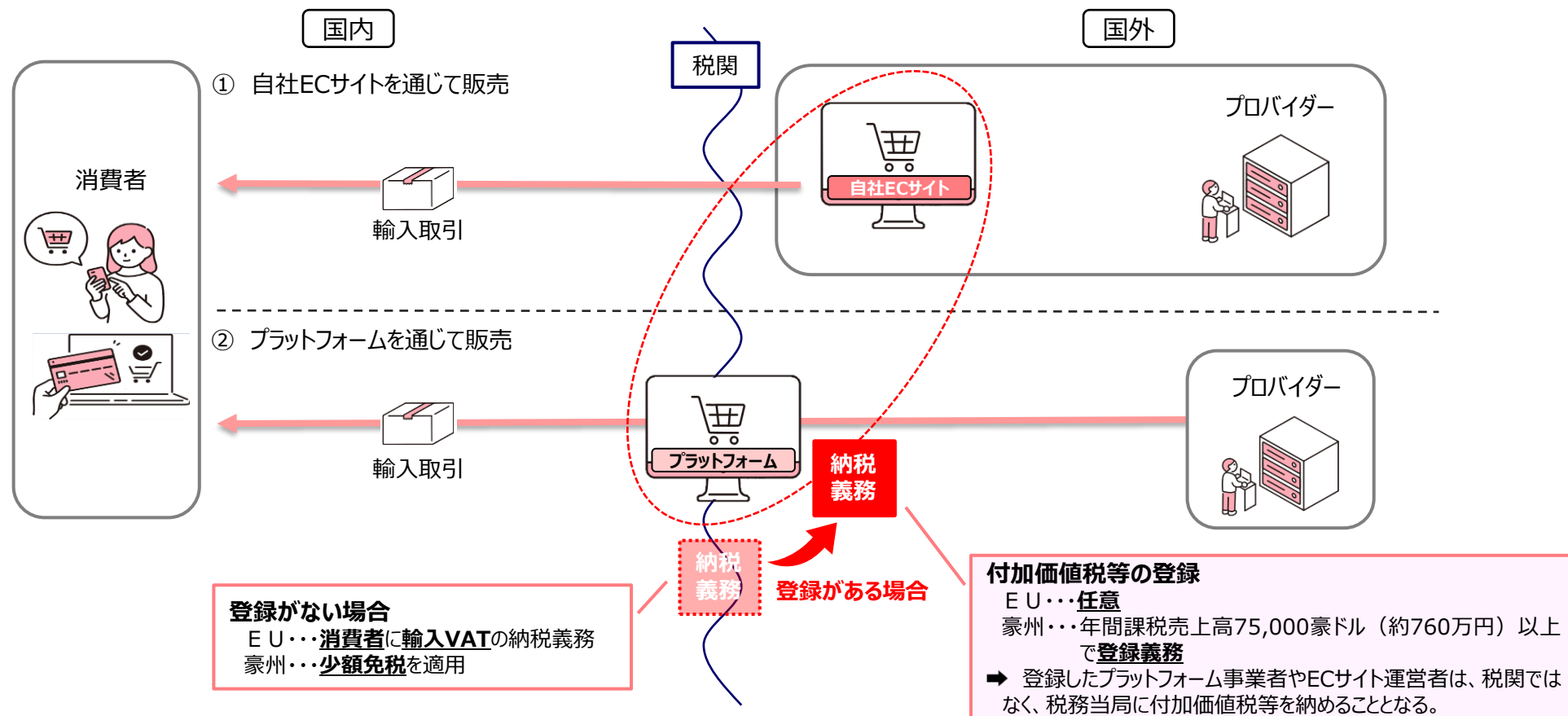
※4 税務当局に少額貨物に係るVAT納税を行う登録事業者について、上記の免税基準が適用される。



# 少額輸入貨物に係る付加価値税等の課税方法（EU・豪州）（未定稿）

- **EUでは、2021年7月より、150ユーロ以下の少額貨物について、税務当局に登録を行ったEC事業者・プラットフォーム事業者に、VATの納税義務を課す制度が導入**されている（登録は任意）。**登録を受けていない場合**には、従前どおり通関時に輸入VATが課され、**消費者がその納税義務を負う**こととなる。
- **豪州は、2018年7月より、一定規模以上のEC事業者・プラットフォーム事業者については、税務当局への登録義務を課した上で、少額貨物に対するGST免税を廃止**。当該事業者に申告納税義務を課す仕組みはEUと同様であるが、EUのように全ての事業者を対象とするのではなく、**売上が基準に満たないもの**については、**引き続き少額免税が適用**される。

（参考）上記又は上記に類似する仕組みがイギリス、ニュージーランド、シンガポール、ノルウェー等で導入されている。



（注）少額輸入貨物以外（150ユーロ超、1000豪ドル超）の場合には、登録の有無にかかわらず、全て通関時に輸入付加価値税等が課される。

## 【課題 1】国外事業者の無申告に関する課題に対して

- ✓ EUのように国外事業者の取引に係る消費税について、プラットフォーム事業者に納税義務を転換すべきか（プラットフォーム課税）。

### 【導入の検討を行う場合の留意点】

- 対象とするプラットフォームの線引きをどうするか。

（参考）2025年4月より導入されるデジタルサービスに対するプラットフォーム課税においては、次の観点から国外事業者の提供するデジタルサービスの対価の額が50億円を超えるプラットフォーム事業者を対象としている。

- 納税義務の適切な履行が期待できる税務コンプライアンスを有すること
- 国外事業者の取引に係る消費税の申告・納付に必要な事務処理能力を有すること
- 取引の大宗が対象となり、プラットフォーム事業者間の公平性を確保できること

## 【課題 2】少額輸入免税制度に関する課題に対して

- ✓ 消費税に係る少額輸入免税制度について、国内外の事業者間における競争上のイコールフットイングを図る観点から、見直しを行うべきか。

### 【見直しを検討する場合の留意点】

- EU方式と豪州方式のいずれを志向すべきか。

（参考）EU方式：少額輸入免税制度自体を廃止する方式（原則、登録を受けたEC事業者が納税）

豪州方式：売上規模等が一定の閾値を超えたEC事業者に登録義務を課し、当該登録を受けた事業者による少額輸入貨物の取引についてのみ少額免税制度を廃止する方式

- 通関業者や税関の事務負担への影響、円滑な通関をいかに確保するか。
- 課題 1 と 2 について同時に対応すべきか。（課題 1 のみに対応した場合、国外事業者が課題 2 の海外直送に流れるおそれ）

## 參考資料

# 事業者における記帳等の状況

- 個人事業者の申告状況は、青色申告が約65%（正規簿記が約35%、簡易簿記が約30%）、白色申告が約35%となっている。法人については、青色申告がほぼ100%。
- 事業者における請求書等の作成や記帳に関する業務のデジタル化の状況は様々であり、規模の大きな事業者ほど会計ソフトを活用する割合が大きいという調査がある。

## 個人事業者の申告状況（令和5年分）

| 事業収入階級              | 青色申告  |                      | 白色申告  | 合計    |
|---------------------|-------|----------------------|-------|-------|
|                     | 正規簿記  | 簡易簿記<br>(現金主義を含む(注)) |       |       |
| 1円<br>～1,000万円      | 21.5% | 24.5%                | 33.0% | 79.1% |
| 1,000万円<br>～5,000万円 | 10.8% | 4.8%                 | 2.3%  | 17.8% |
| 5,000万円<br>～1億円     | 1.5%  | 0.4%                 | 0.1%  | 2.0%  |
| 1億円～                | 0.9%  | 0.2%                 | 0.0%  | 1.1%  |
| 合計                  | 34.7% | 29.8%                | 35.5% | 100%  |

(注) 事業収入の金額が1円以上ある者（事業所得以外が主たる所得の者も含む）の申告状況。現金主義の者は全体の0.3%程度。

(出所) 国税庁調

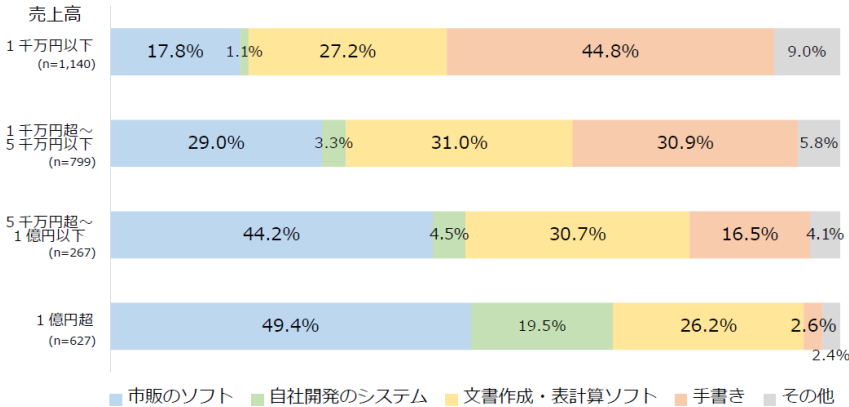
## 法人の申告状況（令和4年分）

| 青色申告  | 白色申告 | 合計   |
|-------|------|------|
| 99.2% | 0.8% | 100% |

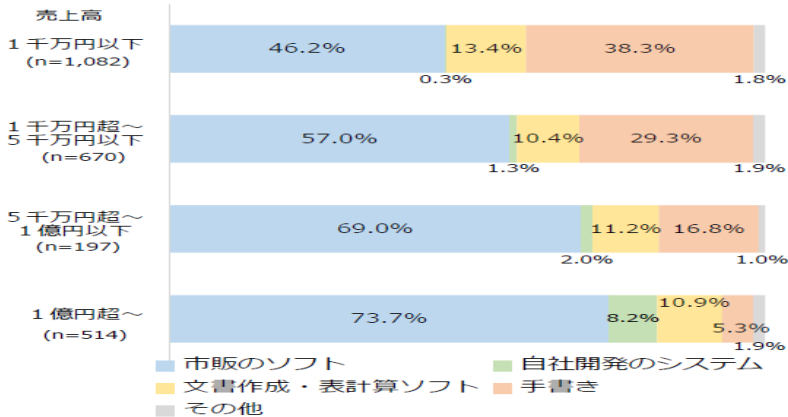
(注) 法人の青色申告率は、稼働中の法人数のうち青色申告を行った法人数の割合。

(出所) 国税庁「会社標本調査」

## 請求書等の作成業務のデジタル化の状況



## 帳簿の作成業務のデジタル化の状況



(注) 調査対象：各地商工会議所の会員企業

(出所) 日本・東京商工会議所「中小企業におけるインボイス制度、電子帳簿保存法、バックオフィス業務の実態調査 結果」(2024年9月9日)

# 令和5年分確定申告における事業者の会計ソフト利用状況

- 令和5年分確定申告において、個人事業者の約半数が会計ソフトを利用している。
- 会計ソフト利用者は正規簿記の割合が高く（約65%）、反対にエクセルや手書きで記帳を行っている者は白色申告を選択する割合が高くなっている（約51%）。  
⇒ 会計ソフトが普及・一般化することにより、正規簿記の普及も進んでいくのではないか。

|                     | 青色申告  |                   | 白色申告  | 合計    |
|---------------------|-------|-------------------|-------|-------|
|                     | 正規簿記  | 簡易簿記<br>(現金主義を含む) |       |       |
| 会計ソフト利用             | 32.8% | 11.6%             | 6.2%  | 50.6% |
| その他（エクセル、<br>手書きなど） | 5.6%  | 18.4%             | 25.4% | 49.4% |

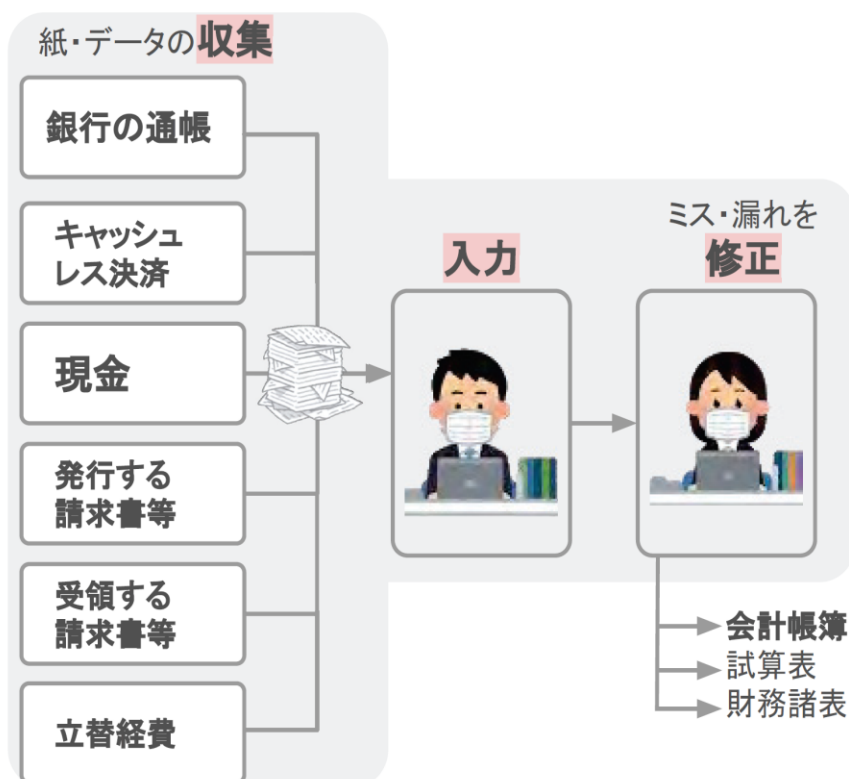
※ 会計ソフト利用：事業収入が1円以上ある者のうち、申告書一表の区分欄に、1（優良な電子帳簿）又は2（1以外の会計ソフト利用）の記載がある者。

（出所）国税庁調

- 近年、デジタル化が進む中、クラウド会計ソフトの発達により、手間と費用をかけずに簡単に記帳できる環境が整ってきている。
- クラウド会計ソフトは会計知識や経理業務に精通していなくても、青色申告（正規簿記）に対応可能となっている。

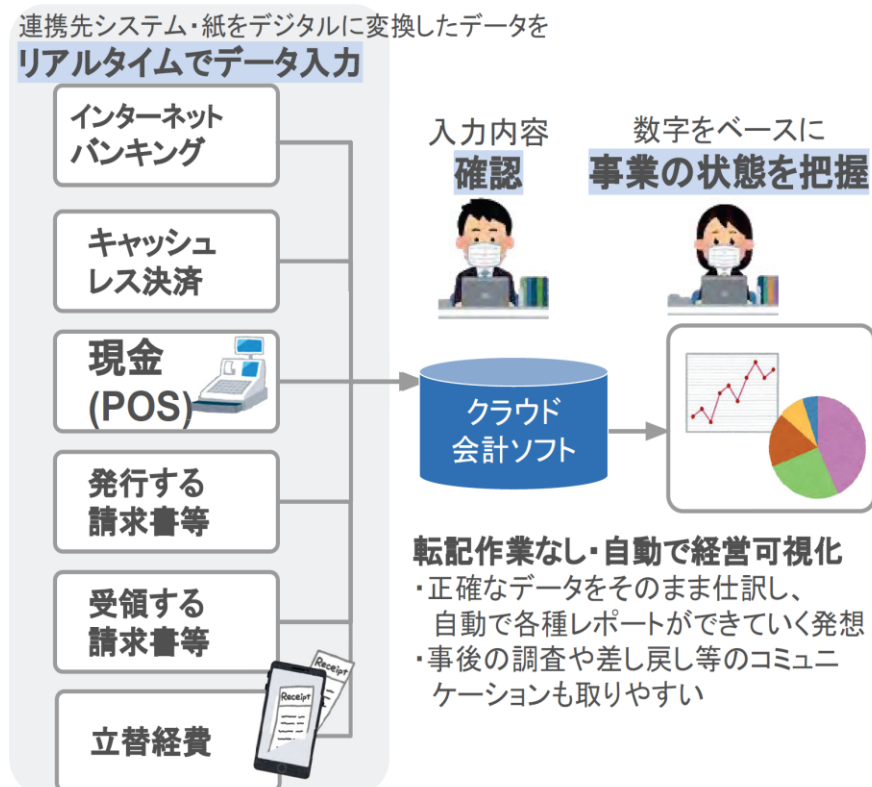
（参考）新経済連盟 説明資料（抜粋）（政府税制調査会 第1回納税環境整備に関する専門家会合（令和2年10月7日））

## 従来の記帳業務のフロー



- ・手作業によるヒューマンエラーリスク
- ・月次決算に二か月かかることも

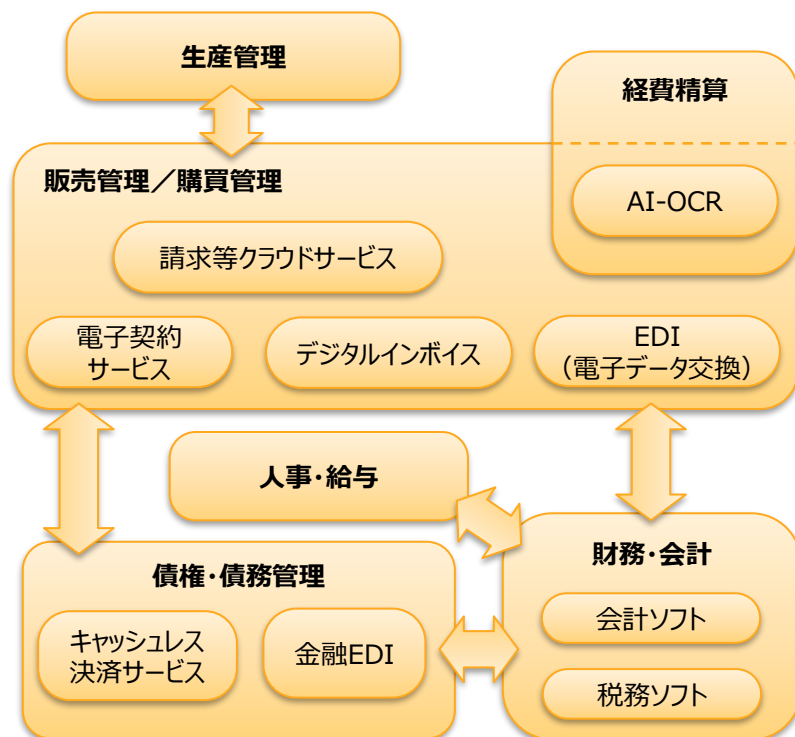
## クラウド会計ソフトを用いた業務フロー



- ・入力から仕訳までデータで一気通貫
- ・経営のための分析業務へ時間を割ける

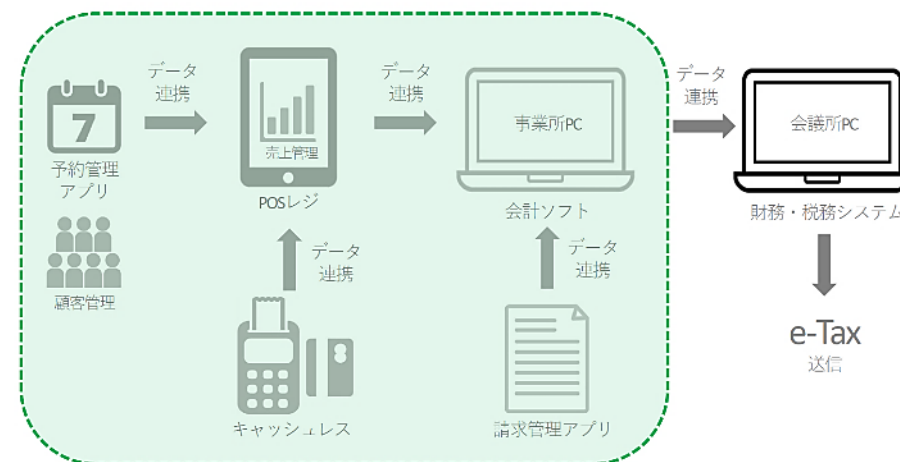
- 会計ソフトだけでなく、様々なデジタルツールが普及・発展しており、データ連携されることでリアルタイムかつ自動的に事務処理ができる環境が整備されてきている。
- デジタル化により事業者は事務負担を軽減できるほか、顧客のニーズの把握、仕入・在庫調整等の精度向上、顧客満足度の向上等の経営の効率化を実現することができ、支援機関による支援の高度化等の効果も期待できるとの指摘がある。

## デジタルツールの例

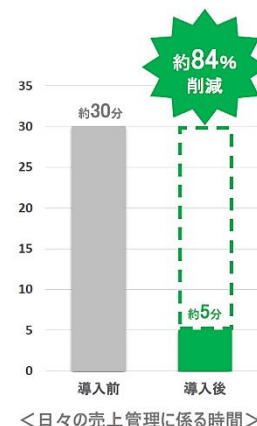


(注) 上記はあくまで各業務における主なデジタルツールの例（イメージ）を示したものです。

## デジタル化導入支援事例（飲食業）



## デジタル化導入メリット（飲食業）

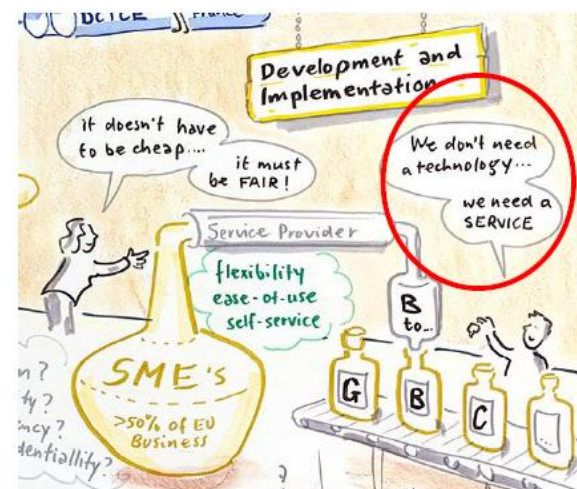
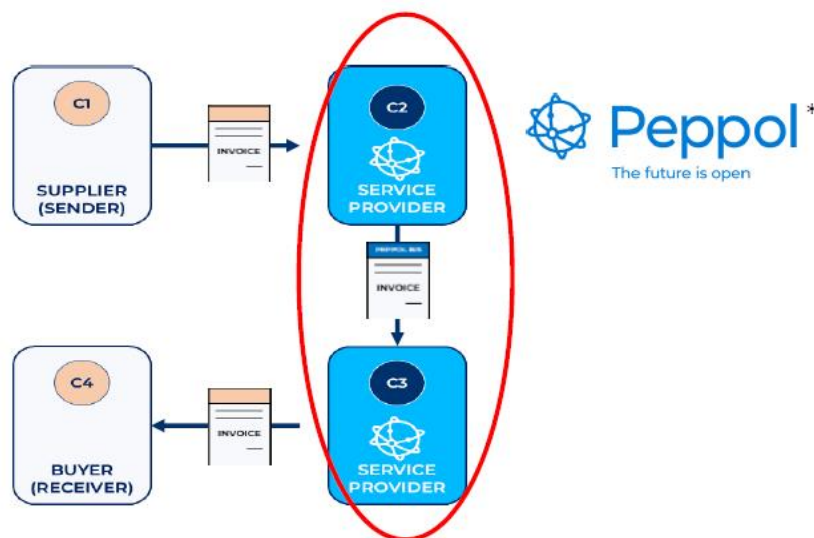


- Merit 1** 売上の状況がリアルタイムで見えることができ、お客様のニーズや死に筋商品など、何をすべきかが明確になってきた。
- Merit 2** 売上の傾向が見えてくることで、仕入れや在庫調整、売上予測の精度もアップ。機会ロスや商品ロスも軽減できる。
- Merit 3** 顧客データと紐付けることにより、全従業員で情報の共有ができ、顧客満足度アップにも期待できる。



# Peppolとは何か。Peppolの「普及」と「定着」とはどういうことか。

Peppol（ペポル）は、具体的な「サービス」「プロダクト」ではなく、electronic invoice（e-invoice）の標準仕様。



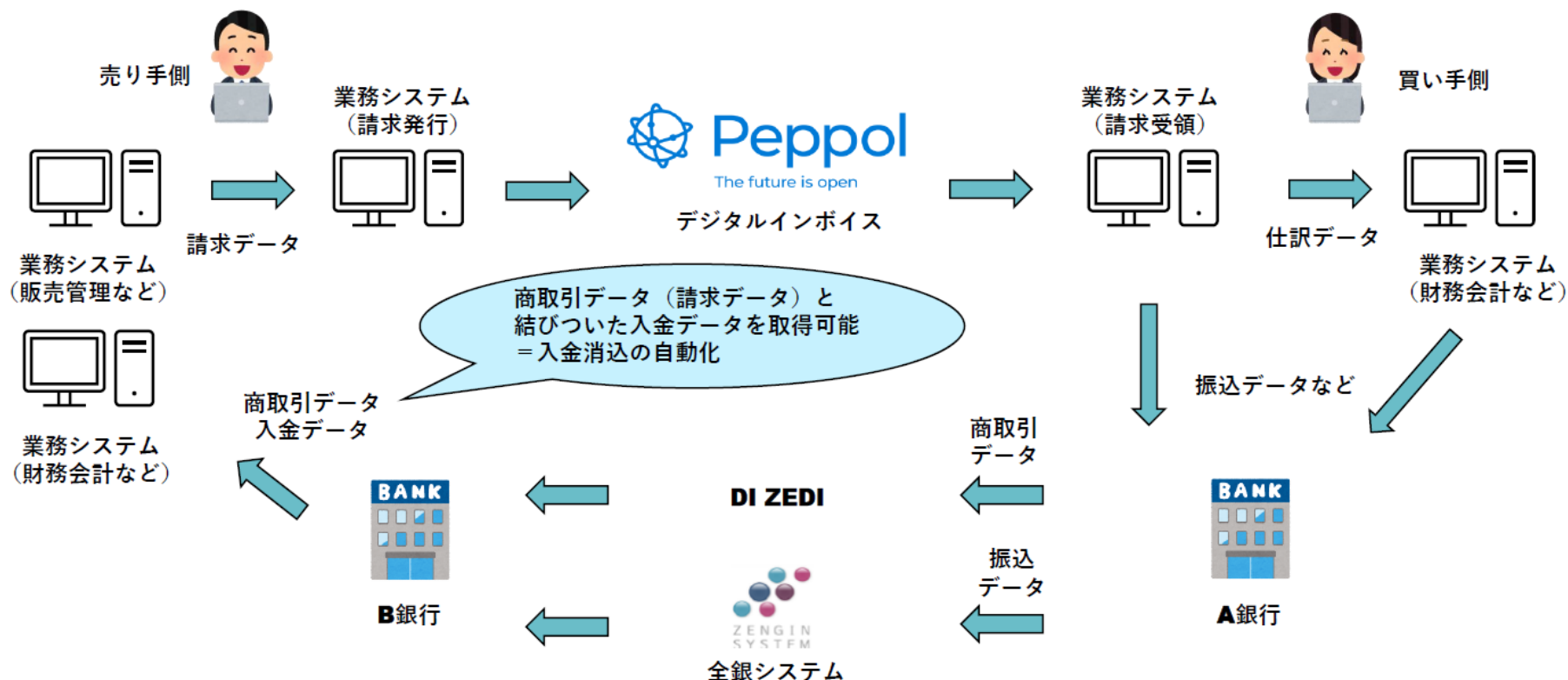
したがって、Peppolの技術的な要素の理解をユーザーに促すのではなく、民間のService ProviderやSolution ProviderがPeppolに対応した具体的な「サービス」「プロダクト」（Peppol e-invoice）をユーザーに提供し（＝“普及”）、ユーザーがそのbenefitsを実感できるようにすること（＝“定着”）が重要。

\*Peppol（ペポル）とは、電子インボイスの国際的な標準仕様。OpenPeppolという国際的非営利団体（ベルギー）が管理するものであり、欧州をはじめ、シンガポール、オーストラリア、ニュージーランドや日本など30か国以上で採用されている仕組み。日本は、2021年9月、デジタル庁が日本の管理局（Japan Peppol Authority）となり活動し、日本のデジタルインボイスの標準仕様（JP PINT）を策定・公表済。

（出所）事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議第2回（令和5年12月18日）デジタル庁作成資料

# デジタルインボイスを活用した「自動処理」とは？

デジタルインボイスを活用した「自動処理」の恩恵は、「買い手」の効率化にとどまらない。例えば、「売り手」は、自らが提供した請求に係る情報を入金情報と結びつけたデータで受領することで、**入金消込の自動化**も実現可能。



(出所) 事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議第2回(令和5年12月18日) デジタル庁作成資料

# 「電子データ」の分類について

- 電子データには、JPEG、PDF、CSV、XML等、様々なデータ形式が存在する。
  - これらの特徴を「デジタルシームレス」の文脈で整理すると以下の通り（一般的なデータ形式を前提とした簡易な整理）。
- ※ デジタルシームレスの説明資料においては、機械読取可能である等でコンピュータ処理に適した電子データを便宜的に「デジタルデータ」と表記している。

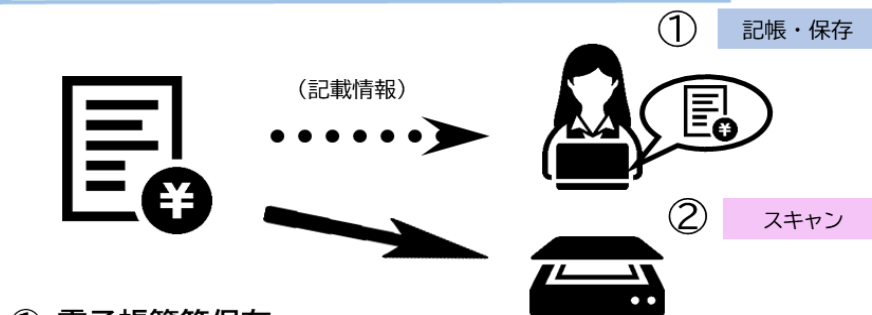
|                 | 機械読取「不可」のデータ形式                                                                                                                                                                                                                          | 機械読取「可能」のデータ形式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                |
|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| 特徴              | 人間が判読するのに適した形式の電子データ                                                                                                                                                                                                                    | コンピュータが判読（処理）するのに適した形式の電子データ                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                |
| 具体例             | JPEG、PDF 等                                                                                                                                                                                                                              | CSV、XML 等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                                                |
| 具体的なデータのイメージと特徴 | <p>これらのファイルを開いたときは、人間が判読しやすい画像として表示される。</p>  <p>※ OCR技術等の数値（又はテキスト）をデータとして読み取る（認識する）技術はあるが、人手による補正作業が必要となる。</p> <p>※ XMLを含むPDF等、実際には様々なデータ形式が存在する。</p> | <p>CSV（Comma-Separated Values）</p> <div>100,200,300,400,...</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータはこれらの数値をデータとして認識して処理できる。</li> <li>・ ただし、コンピュータはこれらの数値の意味が、金額か、日付か、顧客番号か等は理解できない。</li> <li>・ 例えば、先頭の数値が「金額」を意味する等が分かっているならば、コンピュータは100の数値を金額として認識して処理できる。</li> </ul> <p>XML（eXtensible Markup Language）</p> <div>                     &lt;Invoice&gt;<br/>                         &lt;PayableAmount&gt;100&lt;/PayableAmount&gt;<br/>                     &lt;/Invoice&gt; </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ コンピュータはタグ（&lt;&gt; 及び &lt;/&gt;）で挟まれた100の数値の意味を「PayableAmount」、即ち「支払金額」と認識して処理できる。</li> </ul> |                                                                                |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                         | 統一規格でない                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 統一規格                                                                           |
|                 |                                                                                                                                                                                                                                         | <p>上記のタグが、「PayableAmount」「TotalPayment」や「AmountDue」等とバラバラ</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | <p>相互運用性が最も高い</p> <p>上記のタグが、「PayableAmount」に統一しているようなデータ形式<br/>【具体例】PEPPOL</p> |

※ あるソフトウェアやインターネットサービスを他のソフトウェアの機能やデータと連携する技術であるAPI連携（Application Programming Interface）には、データ形式のほか、通信のためのプロトコルや利用者の識別方法等も重要である。

- 電子帳簿等保存制度は、納税者の文書保存に係る負担軽減を図る観点から、帳簿や国税関係書類の電磁的記録等による保存を可能とする制度。改ざんなどを防止する観点から、保存方法等について、真実性・可視性の確保に係る一定の要件を設けている。
- 近年、経理のデジタル化による生産性の向上やテレワークの推進に加え、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、見直しが行われてきた。

## 1 事業者のデジタル化に伴い任意で利用可能な制度

## 2 事業者においてデジタル化の対応が必要な制度



### ① 電子帳簿等保存

帳簿（仕訳帳等）や国税関係書類（決算関係書類等）のうち自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成しているものについては、一定の要件の下、データのままで保存等ができる〔平成10年度税制改正で創設〕

### ② スキャナ保存

決算関係書類を除く国税関係書類（例：取引先から受領した領収書・請求書等）については、その書類を保存する代わりとして、一定の要件の下でスマートフォンやスキャナで読み取ったデータを保存することができる〔平成17年度税制改正で創設〕



### ③ 電子取引データ保存

所得税・法人税に関する帳簿書類の保存義務者は、取引情報のやりとりをデータで行った場合には、一定の要件の下、やりとりしたデータを保存することが必要〔平成10年度税制改正で創設〕

## 【近年の主な改正】

|       |                                                                                                                                                                       |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和3年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■【①関連】コンプライアンス確保の要件を満たす一定の帳簿を「優良な電子帳簿」と位置付け過少申告加算税の軽減を措置</li> <li>■【③関連】電子データで授受した証憑（領収書等）について、保存要件に従って電子保存することを義務化</li> </ul> |
| 令和4年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■【③関連】電子データで授受した証憑について、出力書面による保存を可能とする有恕措置を整備（令和5年12月31日適用期限）</li> </ul>                                                       |
| 令和5年度 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■【①関連】「優良な電子帳簿」の範囲を明確化</li> <li>■【③関連】電子データで授受した証憑について、相当の理由がある場合に一定の要件の下で保存要件を不要として電子保存を可能とする猶予措置を整備</li> </ul>               |



- OECD税務長官会議の報告書において示される税務行政の方向性は、経済社会のデジタル化等を踏まえて変遷してきた。

## 「最初から正しく－中小企業のコンプライアンス環境に影響を与える」

OECD (2012), Right from the Start: Influencing the Compliance Environment for Small and Medium Enterprises

- 従来の税務行政のアプローチでは、納税申告に焦点を当て、必要に応じて介入するかを判断する。
- 「最初から正しく」のアプローチは、コンプライアンスを支援し、誤りを排除すると同時に、ノンコンプライアンスの可能性を減少させる。意図しない誤りを減らすだけでなく、意図的な脱税を減らし、全体的なコンプライアンスの意欲を高めることが目的である。

## 「制度設計による税務コンプライアンス」

OECD (2014), Tax Compliance by Design: Achieving Improved SME Tax Compliance by Adopting a System Perspective

- 情報通信技術（ICT）はこの数十年間に急速なペースで発展・普及し、デジタル環境は大きく進化した。（略）商取引の記録から記帳、税務会計に至るまで全てが一体となった、より完全にデジタル化された情報と決済のチェーンへと移行することによって、税務コンプライアンスが向上するだけでなく、ビジネスプロセスを改善させることができる。（略）こうした変化により、「制度設計による税務コンプライアンス」（Tax Compliance by Design）が可能となる。
- 「セキュアード・チェーン・アプローチ」を支える中心的な考え方は、ビジネス・トランザクションの取得から正しい納税額の最終決定までの情報の流れをセキュアなものにすることである。

## 「税務行政3.0」

OECD (2020), Tax Administration 3.0: The Digital Transformation of Tax Administration

納税者の日常の業務に組み込まれる。

- 納税者が日頃利用する業務システムとの連携により負担感なく正確な納税が可能になる。
- その結果、ノンコンプライアンスは、意図的かつ手間暇がかかるものに収れんする。

令和5年12月14日  
自由民主党  
公明党

## 第三 検討事項

7 帳簿等の税務関係書類の電子化を推進しつつ、納税者自らによる記帳が適切に行われる環境を整備することは、申告納税制度の下における適正・公平な課税の実現のみならず、経営状態の可視化による経営力の強化、バックオフィスの生産性の向上のためにも重要である。これに鑑み、記帳水準の向上、トレーサビリティの確保を含む帳簿の事後検証可能性の確立の観点から、納税者側での対応可能性や事務負担、必要なコストの低減状況も考慮しつつ、税務上の透明性確保と恩典適用とのバランスも含めて、複式簿記による記帳や優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置、記帳義務の適正な履行を担保するためのデジタル社会にふさわしい諸制度のあり方やその工程等について更なる検討を早急に行い、結論を得る。その際、取引に係るやり取りから会計・税務までデジタルデータで処理することで、納税者側の事務負担の軽減等及び適正・公平な課税・徴収の実現を図る観点を踏まえることとする。

## 第2部 個別税目の現状と課題

### Ⅵ. 納税環境の整備

#### 2. 税務手続のデジタル化の推進と記帳水準の向上

##### （1）納税者が保有する税務関連情報のデジタル化と記帳水準の向上

##### （今後の課題）

現状、事業者におけるバックオフィス業務のデジタル化に関する対応状況は様々であり、例えば、売上高1,000万円以下の小規模な事業者においては、日々の取引（売上・仕入）の集計や記帳が手書きで行われている事業者が約半数を占めているとの調査があり、納税者が保有する税務関連情報のデジタル化を一層促進する必要があります。

このため、税務上の透明性確保と恩典適用のバランスを含め、e-Taxの普及状況も踏まえた青色申告制度の見直しを含む個人事業者の記帳水準の向上や、優良な電子帳簿の普及・一般化のための措置などについて検討することが必要です。